

## 「給付型奨学生」の創設及び無利子奨学生の拡充を求める意見書

現行の国の奨学生制度は、独立行政法人・日本学生支援機構を通じて学生に貸与し、その返済金を次世代の奨学生の原資とする形で運営されている。

この奨学生制度は、国立大学、私立大学とも授業料の値上げが続いていることなどが背景となって、平成28年度の利用者は132万人に上り、非正規雇用などによって卒業後の収入が安定せず、奨学生の返済に悩む人が少なくない。

そのような中、政府は本年6月2日に閣議決定した「ニッポン一億総活躍プラン」において、返済不要の「給付型奨学生」の創設を検討することを盛り込んだ。

現在、OECDに加盟する34か国の中、給付型奨学生制度がないのは日本とアイスランドだけである。

よって、政府においては、納税者である国民の理解も得つつ、学生が安心して勉学に励めるよう、「給付型奨学生」の創設や無利子奨学生の拡充など具体的な経済支援策として、次の措置を講ずるよう強く要望する。

- 1 学ぶ意欲のある若者が経済的理由で進学を断念することがないよう、奨学生や授業料減免などの支援を拡充するとともに、貧困の連鎖を断ち切るため、平成29年度を目途に給付型奨学生を創設すること。
- 2 希望するすべての学生等への無利子奨学生の貸与を目指し、「有利子から無利子へ」の流れを加速するとともに、無利子奨学生の残存適格者を直ちに解消すること。
- 3 低所得世帯については、学力基準を撤廃し無利子奨学生を受けられるようにすること。
- 4 返還月額が所得に連動する新所得連動返還型奨学生制度については、制度設計を着実に進め、既卒者への適用も推進すること。あわせて、現下の低金利環境を踏まえ、有利子奨学生の金利を引き下げる。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年10月13日

内閣総理大臣  
財務大臣 あて  
文部科学大臣

福島県議会議長 杉山純一